らい予防法廃止から20年の歳月を経てハンセン病元患者の家族が被害回復を求めてたちあがりました。
元患者・家族がなぜ苦難の道を歩まされたのか。このことに私たちがどう向き合うのか。いまだからこそ私たちが知っておくべきことがあります。

“引き裂かれる”被害，“語れない”被害

～ ハンセン病〈家族〉たちの語りから ～

日　時：2017年　3月5日（日）　14時　～　16時　（13時30分より開場・受付）

場　所：登米市迫公民館　　登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話　:0220－22－7324

講　師：黒坂　愛衣　さん（東北学院大学経済学部共生社会経済学科准教授）

【講師からのメッセージ】

2016年早春，ハンセン病〈家族〉の人々が，集団での国賠訴訟を熊本地裁に提起しました。「病気であった人々だけでなく，その家族であるわたしたちもまた，『らい予防法』の被害を受けた当事者だ」という訴えです。原告総数はなんと568名。大部分は匿名とはいえ，それまでずっと“見えない”存在であったハンセン病〈家族〉の人々が，日本社会にたしかに存在していることを示した瞬間でした。

ハンセン病〈家族〉の人々が受けた苦しみとは，どのようなものであったのか。わたしが聞き取りをさせていただいた〈家族〉たちの体験を紹介します。かつてハンセン病であったみなさん，その家族のみなさん，ハンセン病問題に関心のある市民のみなさんとともに，この問題を考える場にできればと思います。

◆講師プロフィール

東北学院大学経済学部共生社会経済学科准教授（社会学）。1977　年生まれ。埼玉大学大学院博士後期課程修了，博士（学術）。NPO　法人人権センターとちぎ，日本学術振興会特別研究員，東京外国語大学・埼玉大学非常勤講師などを経て，2014年4月から現職。

◆講師の編著書

黒坂愛衣，2015，『ハンセン病家族たちの物語』世織書房．福岡安則・黒坂愛衣編，2011，『生きぬいて：サイパン玉砕戦とハンセン病』創土社．　研雄二・福岡安則・黒坂愛衣編，2009，『栗生楽泉園入所者証言集』上中下，創土社．　黒坂愛衣・福岡安則，2003/2004，『とちぎ発〈部落と人権〉のエスノグラフィ』part 1～3，創土社．

◆　迫公民館への交通のご案内

仙台駅より高速バス「登米市役所前」下車
東北本線「新田」駅より登米市市民バス「登米市役所前」下車
（「新田駅からタクシーで15分）

主催：ハンセン病問題を考える市民の集い

連絡先 E-mail: z.tohoku@d9.dion.ne.jp（星）